

鈴鹿市景観計画（改定案）への意見を募集します

本市では、鈴鹿らしい景観を実現するため、平成23年1月に景観法に基づく「鈴鹿市景観計画」「鈴鹿市景観づくり条例」の運用を開始しました。その後5年が経過し、関連計画の改定、社会動向の変化、景観法・屋外広告物法の運用上の課題が生じてきたことから、計画を改定して解決を図るために「鈴鹿市景観計画（改定案）」を取りまとめましたので、広く市民の皆様からご意見を募集します。

◇意見募集期間 平成28年8月1日（月）から平成28年8月31日（水）まで

◇意見を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、本市に納税義務を有する方、本案に利害関係を有する方

◇本案の公表場所

都市計画課（市役所本館9階）、総務課情報公開コーナー（市役所本館4階）、地区市民センター、鈴鹿市ホームページ（<http://www.city.suzuka.lg.jp>）

◇意見提出方法

- (1) ご意見の提出の際には、必ず、住所及び氏名（市外在住の方は就業または就学先名称も記入）を記入してください。
- (2) ご意見は、意見する箇所のページ番号を明記し、意見の趣旨を明瞭に記載していただきますようお願いいたします。ただし、全体に関する意見については、ページ番号の記載は不要です。
- (3) ご意見の提出は、なるべく、添付の意見記入シートを使用してください。なお、意見記入シートと同等の任意様式を使用していただくことは可能です。
- (4) ご意見の提出は、直接、窓口（都市計画課、地区市民センター）へご持参いただくか、ファクス、電子メール又は郵送（〒513-8701 都市計画課宛（住所不要）、意見募集期間最終日の消印有効）で、都市計画課へ提出してください。

◇意見の取扱い

提出されたご意見は、今後、「鈴鹿市景観計画」を改定する上で参考とさせていただきます。また、提出されたご意見を個人が特定されないように類型化してまとめ、その類型ごとに市の考え方について市のホームページなどを通じて、平成28年10月下旬頃に公表させていただきます。なお、ご意見を提出いただいた個人に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【事務担当】

鈴鹿市 都市整備部 都市計画課 景観グループ

Tel：059-382-9024 Fax：059-384-3938

E-mail：toshikekaku@city.suzuka.lg.jp